

令和 8 年度ふくしま×都市人材共創マッチング事業業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

令和 8 年度ふくしま×都市人材共創マッチング事業業務

2 目的

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が受託業者（以下「乙」という。）に委託する「令和 8 年度ふくしま×都市人材共創マッチング事業業務委託」（以下「本業務」という。）を円滑かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

3 事業実施の趣旨

福島県内における地域特有の課題や事業課題等を抱える県内事業者と、高い専門性・地方貢献意欲を有する都市人材が力を合わせて課題解決を図る仕組みを構築し、両者の交流から生まれる関係人口づくりと、移住・二地域居住のきっかけづくりを促進する。

4 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 委託業務の概要

- (1) マッチングサイトの改修及び管理運営
- (2) 課題解決型プロジェクトの構築とマッチングに関するフォローアップ等
- (3) 副業セミナーの開催・受入事業者の掘り起こし
- (4) 成果発表会の開催
- (5) 広報資材等

6 委託業務の内容

(1) マッチングサイトの改修及び管理運営

① マッチングサイトの趣旨等

主に経営相談、情報発信、デザイン、バックオフィス等に関する課題（以下、「プロジェクト」という。）の解決を希望する県内の企業、NPO 法人、地域づくり団体等（以下、「受入事業者」という。）及び課題解決に取り組む都市部の副（複）業人材等（以下「副業人材」という。）を募集する特設サイト（以下、「マッチングサイト」という。）を適切に管理運営し、受入事業者と副業人材のマッチングを図る。

また、以下（2）の各プロジェクトについては、活動形態や活動期間、地域交流の有無等が異なることから、副業人材が求める関わり方のニーズに即したプロジェクト選択ができるよう、ユーザー（副業人材）目線に立ったサイト改修を提案すること。

② マッチングサイトでの広報PR

ア マッチングサイトにおいて、本事業で開催する各種イベント等の周知広報を図ること。

イ マッチングサイトにおいて、県内事業者が副業人材の活用を促進するためのコンテンツを設けること。

ウ マッチングサイトに掲載するコンテンツの更新等について、事前に甲の承諾を得ること。

## (2) 課題解決型プロジェクトの構築とマッチングに関するフォローアップ等

### ① 課題解決型プロジェクトの構築

県内の企業、NPO 法人、地域づくり団体等に対し、副業人材の視点やスキル・ノウハウを活かして解決すべき事業課題や地域特有の課題を抽出し、課題解決型プロジェクトとして構築する。

### ② プロジェクト区分

#### ア リモート型プロジェクト

##### (ア) 概要

リモートワークを主とした課題解決型プロジェクトを通じ、受入事業者と副業人材の共創によって生まれる関係構築を契機とした本県との関係深化を図る。

##### (イ) 活動期間等

概ね3ヶ月以内で完結するプロジェクトを想定する。

なお、想定期間はプロジェクト構築段階における見込みとし、実際の活動においては状況に応じた柔軟な期間設定をすること。

##### (ウ) 活動形態

主にオンライン（リモートワーク）で実施するが、プロジェクトの性質や進捗状況等に合わせ、適宜現地での活動を組み合わせるなど、柔軟に対応すること。

##### (エ) 目標件数

100件程度

#### イ 現地活動型プロジェクト

##### (ア) 概要

現地活動を伴う課題解決型プロジェクトを通じ、受入事業者と副業人材の対面での共創活動の中で生まれる関係構築や、現地訪問時に設ける受入事業者を含む地域事業者や地域のコミュニティ等との関わりを契機とした本県との関係深化を図る。

##### (イ) 活動期間等

概ね3ヶ月以上の中長期的なプロジェクトを想定する。

なお、想定期間はプロジェクト構築段階における見込みとし、実際の活動においては状況に応じた柔軟に期間設定すること。

##### (ウ) 活動形態

プロジェクトを進行する過程で期間中に原則2回以上、現地活動（来県）すること。

なお、所定回数以外の活動については、オンライン活動なども含め、柔軟に対応すること。

##### (エ) 目標件数

25件程度

##### (オ) 地域交流機会の提供

現地活動型プロジェクトについては、副業人材の本県との関係深化を促進するため、現地活動（来県）時には副業活動のほかに、地域社会との接点を創出する機会を設けること。なお、具体的には以下のとおり対応すること。

#### ○宿泊の義務化

地域との多面的な関係構築を促進するため、現地活動の際は必ず1泊以上の宿泊を伴うものとし、宿泊場所については、乙にて手配すること。

また、宿泊費については、各プロジェクト原則2回までを上限とし、本事業費より支出すること。

なお、宿泊費に食事代は含まないものとする。

#### ○副業活動外の交流機会の確保

滞在期間中、受入事業者との対面交流に加え、副業活動以外の時間を利用して地域の事業者、住民、コミュニティ等と交流する機会を設けること。

### ③ プロジェクトの構築方法

ア 受入事業者や県内金融機関・商工団体等に対してヒアリングや現地訪問等を行い、課題となっている案件を掘り起こし、副業人材が関わるプロジェクトを構築すること。

イ プロジェクトの期間や従事する副業人材に支払う報酬の額等について、受入事業者と調整すること。(プロジェクトに従事する副業人材に対する報酬等は受入事業者が支払う。)

### ④ 副業人材と受入事業者とのマッチング

ア 受入事業者に対してヒアリングや現地訪問等を実施し、業務実施に当たっての条件等を事前に確認すること。

イ 応募者となる副業人材との面談(電話及びオンラインによるものを含む)を実施し、受入事業者とのマッチングを行うこと。

ウ マッチングに当たっては副業人材と受入事業者の属性を踏まえて、プロジェクト終了後も受入事業者や地域との関係性が継続するような仕組みづくりを意識すること。

エ 副業人材と受入事業者との契約締結にあたり、各種法令遵守が徹底されるよう、必要に応じてフォローアップすること。

### ⑤ 相談窓口の設置・運営

ア 副業人材及び受入事業者からの問合せ、相談等を受け付ける窓口を設けること。

イ 相談対応時間については、甲と協議のうえ決定する。

### ⑥ 参加者及び受入事業者の支援

不慮の事故に備え、プロジェクトに従事する副業人材に必要な保険に加入させること。

なお、当該経費について、本業務の委託料から支出すること。

### ⑦ 受入事業者における副業人材の受け入れに当たってのサポート

マッチングサイトで副業人材を募集する際には、既存の民間事業者が運営するマッチングサービスサイト等と連携した情報発信をすること。

なお、連携媒体等について、事前に甲の承諾を得ること。

### ⑧ 構築したプロジェクトの成果を踏まえた効果検証

ア プロジェクトで活動した受入事業者や副業人材にヒアリングを行い、成果や課題についてまとめた事例をマッチングサイトに掲載すること。

イ 具体的な項目、内容については提案事項とし、甲と協議の上、決定すること。

### ⑨ 追跡調査

本事業の趣旨が受入事業者と副業人材の副業を通じた関係構築を契機とした本県の関係人口創出等であることから、プロジェクト終了後の関係継続性について調査すること。

### (3) 副業セミナーの開催・受入事業者の掘り起こし

#### ① 概要

受入事業者の掘り起こしを目的に、県内の企業や団体等（以下「事業所等」という）に対し、複数の異なる事業を行ったり、本業以外に社会貢献活動を実践する副業人材が都市部を中心に増加している状況を周知するとともに、副業人材等が持つスキルやノウハウを活かすことで課題解決に繋がった事例を共有する場として、セミナー等を開催する。

#### ② セミナーの開催

ア 開催回数 2回以上

イ 開催場所 福島県内

ウ 対象事業所等 福島県内に本社、営業拠点のある事業所等

エ 目標参加数 各15社程度

オ 内容

- ・本事業の制度説明
- ・副業や新しい働き方に関する理解が促進される講話
- ・副業人材を活用した課題解決事例の共有 など

#### ③ その他

ア 企画提案に当たっては、セミナー開催目的の達成に資する提案をすることとし、具体的な方法等については、甲と協議の上決定すること。

イ 上記の他、県内金融機関や商工団体等に対する説明会を3回程度開催し、県内事業者に対して本事業の周知を図ること。

### (4) 成果発表会の開催

年度内に実施したプロジェクトにおいて、受入事業者が副業人材と課題解決に向けて取り組んだ効果等を分析し、更なる受け入れの拡大につなげるとともに、県内の事業所等と副業人材との相互理解、交流の促進を図るための成果発表会を開催すること。

① 開催回数 1回

② 開催場所 福島県内（オンライン対応可）

③ 参加対象 副業に興味・関心のある個人及び事業者、自治体等

④ 内容

ア 受入企業等及び副業人材等による事例発表

イ 意見交換、交流など

### (5) 広報資材等

#### ① チラシの作成

ア 事業の周知や参加者募集等のため、必要に応じてチラシを作成し、関係先に送付すること。

イ デザイン、記載内容、サイズ、作成枚数等については、事業への参加者確保に対する効果等を踏まえ、甲乙協議のうえ決定する。

#### ② その他

本業務の円滑かつ効果的な実施に資する取組を提案し、甲と協議の上、実施すること。

## 7 参加者数

副業活動への参加人数について、延べ125名程度を達成することを目標とする。

## 8 実施体制・業務主任等

- (1) 乙は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- (2) 乙は、本委託業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、事業開始前に書面で甲に通知するとともに、甲との協議や打ち合わせ等に出席させるものとする。
- (3) 乙は、各事業実施における主たる責任者を定め、県担当者との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。

## 9 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、本事業の実施における甲の職員の旅費及び甲が行う広報経費等は除く。

## 10 成果物

成果物は次のとおりとする。なお、本業務により収集したデータ、写真、文書等の著作権（著作権法第21条から28条に定める全ての権利を含む）は甲に帰属するものとする。

- (1) 実績報告書  
本業務の実施内容を記載した実績報告書を2部作成し、A4サイズで提出するとともに、電子データ一式を併せて提出すること。
- (2) その他、甲が必要と認める資料

## 11 仕様の変更等

- (1) 仕様の変更  
乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (2) 業務内容の数量未達の場合の対応  
委託業務の内容のうち、仕様上の回数等の数量に満たないことが明らかになった場合には、甲と乙が協議の上、同等の内容、活動に変更する、又は委託料の減額を行うものとする。
- (3) 仕様書記載外の事項  
本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。

## 12 その他

- (1) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。
- (2) 本業務の実施に当たり、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- (3) 本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、甲に適宜連絡すること。